

**試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部改正案
(放射線管理等報告に関する関係規定の見直し)に対する意見募集の結果について**

平成30年7月25日
原子力規制委員会

1. 意見募集の概要

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律(昭和32年法律第166号)第67条第1項の規定に基づき、試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部改正案(放射線管理等報告に関する関係規定の見直し)について、行政手続法(平成5年法律第88号)に基づく意見公募手続を実施しました。

期 間：平成30年6月7日から同年7月6日(30日間)
対 象：試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部改正案(放射線管理等報告に関する関係規定の見直し) 新旧対照表
方 法：電子政府の総合窓口(e-Gov)、郵送、FAX
御意見数：23件(7名)

2. 意見募集の結果

試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部改正案(放射線管理等報告に関する関係規定の見直し)への御意見に対する考え方は別表のとおりです。

御意見を踏まえて制定する規則は、以下のとおりです。

原子力事業者等による放射線管理等報告の合理化のための原子力規制委員会関係規則の整備に関する規則

別表 試験研究の用に供する原子炉等の設置、運転等に関する規則等の一部改正案（放射線管理等報告に関する関係規定の見直し）への御意見に対する考え方

No.	御意見等(原文)	考え方
1	<p>(意見)別表第五 实用発電用原子炉の設置、運転等に関する規則の一部改正に関する表、様式第2(第136条関係) 注4(8) 廃止措置に伴って発生する固体状の放射性廃棄物については、括弧書(内数)で記載し、その際には、解体後一時保管されている解体撤去物も含めることとしているが、解体後一時保管されている解体撤去物は、固体状の放射性廃棄物の数量に含めず、別の欄を設ける等識別すべきである。 (理由)解体後一時保管されている解体撤去物はその時点では放射性廃棄物として扱われておらず、「放射性廃棄物でない廃棄物」及び検認後の「放射性物質として扱う必要のないもの(クリアランス廃棄物)」として整理される可能性もあるため。</p>	<p>御意見を踏まえ、以下のとおり修正します(他の施設も同様に修正)。 [原案]廃止措置に伴って発生する固体状の放射性廃棄物については、括弧書(内数)で記載すること。その際には、解体後一時保管されている解体撤去物も含めることとし、「放射性廃棄物でない廃棄物」及び検認後の「放射性物質として扱う必要のないもの(クリアランス廃棄物)」は含めないこと。 [修正後]廃止措置に伴って発生する固体状の放射性廃棄物については、括弧書(内数)で記載すること。併せて、解体後一時保管されている解体撤去物のうち「放射性廃棄物でない廃棄物」であると発電用原子炉設置者が判断する前の段階のもの又は「放射性物質として扱う必要のないもの」として原子力規制委員会による確認を受ける前の段階のものがある場合は、別の欄を設けて記載すること。なお、上記のいずれにも「放射性廃棄物でない廃棄物」と判断されたもの及び確認後の「放射性物質として扱う必要のないもの」は含まない。</p>
2	<p>意見:新たな様式には備考欄が無い。算出方法や検出限界値以外にも、排水量・散水量・内容物の発生理由・数量増減理由(プールからキャスクへの移動等)をこれまで備考欄に記載していたが、不要と理解して良いか。 理由:報告内容の記載方法を明確にしたい。</p>	<p>備考欄は設けていませんが、必要な説明については各者の判断で欄外等に記載いただきたいと思います。備考欄を追加頂いても構いません。</p>

3	意見：「(3)固体状の放射性廃棄物の保管量等」の「廃棄物処理施設への年間搬出量」で「搬出先」とあるが、会社名とすべきか、施設名とすべきか。それとも、会社名と施設名の双方を記載すべきか。 理由：報告内容の記載方法を明確にしたい。	会社名と施設名の双方を記載いただくようお願いします。
4	意見：注意書きの「その他」は全項目に適用すると理解して良いか。 理由：報告内容の記載方法を明確にしたい。	注意書きの「その他」は全項目に適用されます。
5	別表第四「使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正に関する表」の「4.一般公衆の実効線量の評価 (1)気体状の放射性廃棄物による実効線量」の表中に「線量目標値評価地点における線量」とあるが、再処理施設では「線量評価地点」で運用している。指示文書に基づく現在の再処理施設の報告書では「線量評価地点における線量」としているの、従来どおり「線量評価地点における線量」としたらどうか。 別表第4 使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正に関する表 42 ページ 4(1)の表 「線量目標値評価地点における線量」と記載されているが、再処理工場から放出される放射性物質に起因する線量評価では、被ばく経路が多く被ばく経路毎に線量評価地点が異なるため、本記載は適切ではないと考える。よって、従来の通達報告における様式の記載「線量評価地点における線量」に修正いただきたい。	御意見のとおり「線量評価地点における線量」に修正します。
6	意見：「(3)固体状の放射性廃棄物の保管量等」のうち「その他の設備内の保管量等」において、表中に記載のない機器類については、注4(5)の記載に従い、「その他」の欄に記載することとあるが、注書きの「その他 (2)記載欄が不足した場合には、欄を追加して記載すること。」に従い、列を追加して報告することでも良いか。 理由：現状通りの報告としたいため。	御意見のとおり、列を追加して報告いただいで構いません。
7	(1)該当箇所・意見 原子力安全・保安院指示文書における「3.放射性固体廃棄物等の発生量及び保管量」中の「(2)その他の設備」中の「その他保管設備」に関する注と、改正案における	御意見を踏まえ、注釈に以下のとおり追記します。

<p>「(3)固体状の放射性廃棄物の保管量等」中の「2 その他の設備内の保管量等」中の「その他保管設備」に関する注について</p> <p>(2)意見 原子力安全・保安院指示文書の注8(7)には、以下の記載がある。 “「固体廃棄物貯蔵庫」、「サイトバンカ」、「タンク等」及び「蒸気発生器保管庫」以外の廃棄設備がある場合は、「その他保管設備」の欄に当該施設の具体的名称とともに発生量および減少量を記載すること。” 改正案には同様の注がないことから、上記内容の注を加えていただきたい。</p> <p>(3)理由 現状に類似した報告としたいため。</p>	<p>[追記]「その他保管設備」の欄には、当該施設の具体的名称とともにそれぞれの保管量等を同様に記載すること。</p>
<p>8 意見：液体状の放射性廃棄物に含まれる放射性物質の放出量及び濃度のうち、放射性物質の種類別の年間放出量について、「H-3」の放出量の内数としてカッコ書きで2次系 H-3 の放出量の記載が求められているが、従来通り号機別の放出量の欄には記載せず、「合計」欄にのみ原子炉施設合計値を記載するとの解釈で良いか。 理由：報告対象を明確にする必要があるため。</p>	<p>従来どおりの報告方法で構いません。</p>

9	<p>意見：平成30年6月6日 原子力規制庁 資料2のうち、「4. 施行期日」では、「放射線業務従事者の5 mSv以下の細分化した線量区分に基づく報告に係るもの以外については、平成31年4月1日から施行する。5 mSv以下の細分化した線量区分に基づく報告については、事業者の放射線管理システムの改造等に要する期間を踏まえ、平成32年4月1日から施行する。」とあるが、(参考2)3.には5 mSv以下の細分化した線量区分に基づく報告に係るもの以外については平成31年度分の実績報告(平成32年5月頃報告)から、細分化した線量区分に基づく報告については、平成32年度分の実績報告(平成33年5月頃報告)から適用されるとある。「4. 施行期日」にはその旨記載がないが、(参考2)3.に基づく報告時期から適用となる解釈で良いか。また、その解釈で良い場合には施行期日を定める記載箇所にその旨を明記していただきたい。</p> <p>理由：改正規定に基づく報告について、報告開始時期を明確にする必要があるため。</p>	御指摘のとおり適用する予定であり、その旨を条文や資料で明確化します。
10	6ページの改正後欄の(3)、(4)および7ページの改正後欄の2の「施設の名称」については、9ページの注1(1)のように、保安規定に定められた施設の名称とする旨の注釈があったほうが良いと思います。	敢えて注釈を設けて明確化する必要がないと考えられるため、原案どおりとします。
11	11ページの改正後欄の11行目「女子」には、8ページで定義した「妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者」は含まれるのですか？	御指摘の「女子」には、「妊娠不能と診断された者及び妊娠の意思のない旨を試験研究用等原子炉設置者に書面で申し出た者」も含まれます。
12	22ページの改正後欄の1行目「これに準ずる立場にある放射線業務従事者」が、32ページの改正後欄の4(1)の「職員」の定義で対象としていないのは、なぜですか？	御指摘の記載は、学生が放射線業務に従事する可能性があるという試験炉に固有の事情を踏まえたものです。
13	<p>27ページの改正後欄の7行目「あつては」は、「あつては」の誤記とします。</p> <p>45ページの改正後欄の最下行から上に46行目の「様式」と62ページの改正後欄の1行目の「用紙」とは、文言の統一が必要とします。</p> <p>86ページの改正前欄の様式第2の5行目「あつては」は、「あつては」の誤記とします。</p>	御指摘いただいた誤記や文言の統一については、反映します。

	106ページの改正前欄の6行目「あつては」は、「あっては」の誤記と思います。	
14	今回の変更対象の「核燃料物質の使用等に関する規則」、「核燃料物質の加工の事業に関する規則」、「使用済燃料の再処理の事業に関する規則」は、ホームページの「規則」(http://www.nsr.go.jp/law_kijyun/law/003/index.html)に掲載されていますが、改正後の各規則については、ホームページへ掲載してください。	御指摘いただいた規則については、ホームページに掲載いたします。
15	別表第2 核燃料物質の使用等に関する規則の一部改正に関する表 14ページ 第7条第1項、第2項 「改正前」および「改正後」双方において、第7条第1項に「別記様式第1の2による報告書」、第7条第2項に「別記様式第1の3による報告書」と記載されているが、現行規則ではそれぞれ「別記様式第1による報告書」、「別記様式第1の2による報告書」と記載されているため、現行規則の記載に修正すべきでないか。	平成29年12月に施行され規則改正により、現行規則の様式は「第1の2」、「第1の3」とされています。
16	別表第4 使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正に関する表 37、38ページ 1(1) の表 全粒子状物質であるアルファ線を放出する全放射性物質、ベータ線又はガンマ線を放出する全放射性物質について、検出限界濃度を超えた場合(検出された場合)は、核種別の放出量の合計値を記載するのか、それとも(全粒子状物質の中に欄を追加して)年間放出量を記載するのか？	全粒子状物質であるアルファ線を放出する全放射性物質、ベータ線又はガンマ線を放出する全放射性物質については、核種別の値を求めるものではありませんが、各者の判断で核種別の値を追記いただいても差し支えありません。
17	別表第4 使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正に関する表 43ページ 注2 年間放出管理目標値(Bq)の欄の注記として、「アルファ線を放出する全放射性物質」、「ベータ線又はガンマ線を放出する全放射性物質」については濃度管理目標値(Bq/cm ³)を記載するように示しているが、この注記は誤りではないのか。	御指摘の注記は保安院指示文書の内容を踏襲したものであり、誤りではありませんが、改めて検討した結果、当該注記は削除することとします。
18	別表第7 核燃料物質又は核燃料物質によって汚染された物の廃棄物管理の事業に関する規則の一部改正に関する表 78ページ 1(3)	分かりやすさの観点から原案のとおりとします。「保管量等」の「等」とは、表中の発生量、減少量、設備容量を意味しています。

「1 放射性廃棄物の廃棄の状況」「(3)液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等」において、表題が「保管」としているが、規則の用語である「保管廃棄」に合わせ「(3)液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管廃棄量等」とすべきである。
また「等」とは、注 3(6)の廃止措置の廃棄物が報告対象となるため記載されていることでもいいか。

別表第 4 使用済燃料の再処理の事業に関する規則の一部改正に関する表
40 ページ 1(3)

「1 放射性廃棄物の廃棄の状況」「(3)液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管量等」において、表題が「保管」としているが、規則の用語である「保管廃棄」に合わせ「(3)液体状及び固体状の放射性廃棄物の保管廃棄量等」とすべきである。
また「等」とは、注 7(6)の保管廃棄としていないガラス固化する前の高レベル液体廃棄物の保管量および注 7(8)の廃止措置の廃棄物が報告対象となるため記載されていることでもいいか。